
「JEC信仰告白」解説

教理的説教「義認・聖化・召命〔聖霊の満たし〕」・「ICIイントラネット for JEC」案内・登録方法

2006年10月3日
JEC拡大教職者会セミナー
関西学院大学同窓会館
一宮基督教研究所：安黒務

JEC憲章

前文

私たちJEC（日本福音教会）は、JEC信仰告白に基づき、ローザンヌ誓約、マニラ宣言に賛同し、イエス・キリストの再臨に至るまで、聖書信仰に立つ国内外の諸教会、宣教団体、諸団体と協力しつつ、世界宣教と愛の奉仕、正義と平和を求めることを通して、キリストの身体であり花嫁なる教会形成に邁進する群れである。

【前文 解説】

JECが、スウェーデン・バプテスト系の諸教会によって構成されてきたオレブロ・ミッション（現在は、三派合同により「インターアクト」）にならい、「ローザンヌ誓約」また「マニラ宣言」を宣教指針として採用しているのは、積極的に「世界宣教運動」を支える群れのひとつであろうとする決意の表明である。

〔参考文献〕J.R.W.ストット著、宇田進訳『ローザンヌ誓約：解説と注釈』

JEC信仰告白

第1条 沿革

私たちJEC（日本福音教会）に属する教会と教会員は、スウェーデン・オレブロミッション（現インターアクト）の宣教師であった故ヘルゲ・ヤンソン師によって1950年に宣教が開始され、後に続く数多くの宣教師の方々によって、以来50年にわたる歴史の中で、**培われ、引き継いできた信仰**を、以下の如く告白（宣言）する。

【第1条 沿革 解説】

第1条は、JECの形成されてきた背景についての言及である。スウェーデン・オレブロ・

ミッション（現インターアクト）は、スウェーデン・バプテスト系の諸教会を基盤にしている。スウェーデン・バプテスト教会は、さかのぼれば英国の宗教改革であるピューリタン運動にルーツをもち、ピューリタン運動の中の「会衆派ピューリン」から、やがて「バプテスト教会」が生まれてきたのである。

〔参考文献:バプテスト関係〕日本バプテスト教会連合『信徒手帳』、H.ホイラー・ロビンソン著『バプテストの本質』、高野進著『近代バプテスト派研究』

〔参考文献:ピューリタン関係〕W.ウォーカー著『キリスト教史3：宗教改革』、大木英夫著『ピューリタン』、今井宏著『クロムウェルとピューリタン革命』、リーランド・ライケン著、森本真一訳『世俗的聖人たち - ピューリタンの実像 - 』、A.シンプソン著『英米におけるピューリタンの伝統』、Perry Miller “New England Mind: The Seventeenth Centuries”

第2条 特徴（性格、性質、キャラクター）

私たちは、超教派的に見れば**バプテスト（浸礼派）**に属し、**キリストにある（IN CHRIST）者**であることを標榜（強調）し、主が与えられた**カリスマ（聖霊の賜物）**を認め、尊び、これを**有効に用いる聖徒たち**によって**教会**が建て上げられ、成長させられ、**神の国**が拡大されることを信じる。

【第2条 特徴 解説】

JEC 50周年記念誌の発行を機に、「前文・沿革・特徴」が書き加えられた。JECの特徴は三つある。JECの第一の特徴は、オレブロ・ミッション宣教師の宣教と教会形成活動を通じて、「バプテスト運動」のもつさまざまな特徴であり、それらを“空気”のように自然なかたちで受け継いでいる。そのひとつは、「信仰告白」のあり方で信仰内容を細かく提示する「信条型」ではなく、「簡易信条型」をとっている。もうひとつは、バプテスト教会の「教会観」の特徴である。これは「第9条 教会 解説」においてふれる。JECの第二の特徴は、「キリストにある（In Christ）」である。「キリストにある（In Christ）」を標榜とあるのは、JECの中心的教会の牧師であった我喜屋光雄師を中心とする第一世代の日本人教職者が学ばれた「関西聖書神学校」を通して受け入れられた「实际的聖化」の強調である。これは「第7条 聖霊 解説」において詳しくふれる。JECの第三の特徴は、超自然的な「カリスマ（聖霊の賜物）」の今日的有効性を認めることである。これも「第7条 聖霊 解説」において詳しくふれる。

〔参考文献〕丸山忠孝『信条学ノート』、P.ヤコプス著『改革主義信条の神学』、宇田進著『福音主義キリスト教と福音派』、安黒務著『JECの神学的座標軸』、『JECの源流と歴史的遺産』

第3条 聖書

私たちは、**旧新約聖書66巻**は**聖なる靈感**によって記された**誤りなき神の言葉**であり、**信仰と生活のすべてにおいて絶対に信頼し得る最高の権威**を有することを信じる。

【第3条 聖書 解説】

JECの「聖書観」についての告白は、伝承や教皇に権威を認めるカトリックに対するプロ

テスタント宗教改革の「聖書観」の告白であり、また18世紀以後の啓蒙思潮に適応・適合の道を歩んだリベラル（自由主義）神学に対する「エバンジェリカル（福音派）」の「聖書観」の告白である。JECが聖書を神学の根源、キリスト者生活の究極的基準とすることで、私たちに認められる多様性は、聖書的に認められる多様性でしかないことが告白されている。

〔参考文献〕アリストアー・マグラス著、島田福安訳『キリスト教の将来と福音主義』

第4条 三位一体

私たちは、生きておられるまことの神は唯一であって、父、子、聖霊が三位においてひとつであり、永遠に存在される神性と人格を有しておられることを信じる。

第5条 父なる神

私たちは、父なる神が天地の創造者であり、これを保持、統治され、聖において完全、全知全能にして、恵みと愛に富み賜う方であることを信じる。

第6条 御子イエス・キリスト

私たちは、イエス・キリストが、父なる神のひとり子であり、聖霊によって受胎し、処女マリヤより生まれ、罪のない生活を送られ、十字架にかかって世の罪の贖いのために身代わりの死を遂げ、葬られてよみにくだり、三日目に肉体をもってよみがえり、天に昇り、ご自分の民のために大祭司としてとりなしの祈りをされており、ご自分の王国を建てるために見える姿で再びこの世に来られることを信じる。

【第4条 三位一体、第5条 父なる神、第6条 御子イエス・キリスト 解説】

JECにおける簡易信条の構成は、神学の基盤としての「聖書観」についての告白の後、「神観」の告白つまり三位一体の神、そしてその三位についての告白が続いている。これは、カトリック、ギリシャ正教会、プロテスタント教会がともに共有している「世界教会信条 - 使徒信条、ニケヤ・コンスタンチノーブル信条、カルケドン信条、アタナシウス信条」における「神についての三位一体」と「キリストにおける神・人二性一人格」の告白の反映である。「神観」の告白は、「第8条 罪、赦し」と続き、「第9条 教会」で閉じられている。これは、聖書の福音の内容のエッセンスは「神、罪、救い」であるという確信の表明である。そしてそれは「教会形成」に結実していく。バプテスト教会の「開拓伝道」と「教会形成」を重ねる特徴が表明されている。

〔参考文献〕『信条集（前後篇）』、松田和憲著『福音宣教の使命に生きる教会』

第7条 聖霊

私たちは、聖霊が罪と義と裁きについて人にその誤りを認めさせ、信じる者を新生、聖化し、キリストに結び付け、救いの保証となられること、またすべての聖徒に内住され、助け、教え、導き、励まされ、慰められるお方であると信じる。私たちは、聖霊のバプテスマ、九つの賜物、聖霊による結実を信じる。また、聖霊のバプテスマ、聖霊の満たしは明確な体験であることをも信じる。

【第7条 聖霊 解説】

「第7条 聖霊」の解説は、今回の信仰告白解説の大切なポイントなので、これまでに作成してきた数多くの資料を読み返しつつ、少し詳しく記述してみたい。

1. 「第二条 特徴」において、歴史的経緯に言及したので、ここでは「神学的・教理的」検討・吟味を行いたい。
2. 「第七条 聖霊」の前半は、聖霊論についての「歴史的・伝統的理解」の表明であり、後半は「今日における聖霊の超自然的賜物の有効性」への言及である。個人的な見方であるが、この信仰告白が「オレプロ・ミッションの信仰告白」の翻訳であるとする、この後半の部分こそ、「スウェーデン・バプテスト同盟」と「スウェーデン・オレプロ・ミッション」の分離に至ったポイントを表現する文章ではないかと思う。
3. 聖霊による「認罪」「新生」「聖化」「内住」「聖霊の満たし」は、宗教改革の神学的遺産を体系化した正統主義神学における「救済論」の構造であり、正統主義神学の「正統主義的实践」を具体化した“敬虔主義運動”の遺産を継承するものである。
4. 具体的には、オレプロ・ミッション創設者のオングマン師についての記述にも、米国のリバイバル運動の影響も見受けられるし、北欧諸国における敬虔主義運動の影響も、オレプロ・ミッションの中にあつたものと推測される。
5. 敬虔主義運動の遺産の継承を明確に再認識させたのは、「第二条 特徴」で既述したように、第一世代のJEC教職者たちが「関西聖書神学校」で“義認と聖化”を別次元の経験として学ばれたことを契機にしている。
6. 聖化の「バプテスト理解」は、聖化の“漸進主義的理解”といわれるものであり、ホーリネス系の関西聖書神学校からの“危機的聖化理解”との“折衷的”理解が、JECの聖化理解として定着していった。そのときに、この折衷的理解を解説する書物として推奨されたのがウォッチマン・ニー著『キリスト者の標準』であつた。
7. その特徴は、「知る、認める、ささげる、御霊によって歩む、十字架を負う」という五つのステップにおいて説明されている。
8. 神学的にいうと、「聖化の行程をどのようにマッピング（地図がき）するか」という問題である。
9. ここにあるのは、「きよめられなさい。」「きよめられました。」という“キリスト者の完全”をイメージさせる体験主義的理解ではなく、クリスチャンのすべての霊的経験は「神による主権的啓示に基づく」という理解である。
10. つまり、“義認”の恵みが「人間の努力」によるのではなく、「神による贖罪の恵み」にかかっているのと同様に、“聖化”もまた「神による主権的な、十字架のみわざ（死・葬り・復活）に含まれている」という客観的なみわざにかかっているという理解である。
11. 私たちの聖化は、「キリストの十字架（死・葬り・復活）のみわざ」の中に含まれて（In Christ: identification with Christ's death, burial, resurrection,）なされた神のみわざに依拠しているという理解である。
12. この「キリストにある歴史のみわざにおいて完成している同一化の恵み」が私たちにどのようにもたらされるのか、ということが聖化の問題である。
13. “義認”は神からの恵みであるが、“聖化”はクリスチャンの努力にかかっていると考えられる傾向があるのであるが、“聖化”もまた神さまからの恵みである。私たちが“キリストにあって（In Christ）”すでに受け取っている恵みを、神の主権的啓示の照明の光のもとに「目が開かれ（知る）」、それを「認識し（認める）」、その認識に基づいて「自分自身をささげていく（ささげる）」そして、そのラインにそって、「御霊に導かれて歩む」のである。
14. 「古き人」とか「肉」についての理解は、「断絶説」でも「放縦説」でもなく、「法則のようなかたちで肉の存在は、生きている限り存在するのだが、御霊の法則による解放

（神律的協働性）が可能であるという説（聖化には程度差や前進と後退もありうる）」である。

15. 「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」においても、「聖化」理解と符号する理解を我喜屋師はよく語られたように思う。
16. ペンコステ派では「異言」が「聖霊のバプテスマ」を受けたことのしるしであり、使徒行伝を神学の基盤としている「体験主義」的傾向をもっている。
17. カリスマ運動においては、聖霊経験の多様性と御霊の賜物の多様性を認め、それぞれの教派の伝統的理解の脈絡の中で、この経験を整理している。JECは、古典的ペンコステ派と保守的福音派の「架け橋」的な位置にあると自覚されている。それが信仰告白にも表現されている。保守的な福音派では「新生＝聖霊のバプテスマ」であり、新生に続く聖霊経験は「聖霊の満たし」という表現で理解されている。保守的福音派の中での聖霊運動の「第三の波運動」では、「新生＝聖霊のバプテスマ」であり、「聖霊の満たし」の多様性の中での「聖霊の賜物」が与えられる経験として理解されている。
18. JECは、二十世紀中期の「カリスマ運動」の背景をもつので、古典的ペンコステ派のように「異言＝聖霊のバプテスマ」のような見方をとらない。また、使徒時代に存在していた「聖霊の超自然的働きと賜物の今日的有効性」に疑いをにおわせる「聖霊の満たし」のみの表現もとらない。神学的には、「第三の波」運動の理解の方が神学的整合性が保たれるのだから、この箇所表現は将来再検討されるかもしれない。
19. 神学的にバランスのとれた「第三の波運動」の理解にたつて、ペンコステ・カリスマ的経験を受け入れる「すぐれた表現」としては、「ローザンヌ誓約・第十四項 聖霊の力」の箇所にある「私たちは、御霊のすべての実が神の民全体のうちに現れ、御霊のすべての賜物がキリストのからだなる教会を豊かに潤すような、神の主権的な御霊の来訪が与えられるように祈ることを、すべてのキリスト者に呼びかける。」が存在する。
20. 「改革された教会は、常に改革され続けるべきである。」というのが、宗教改革運動の標語のひとつであった。JECも「宗教改革の子孫」のひとつの群れとして、JECの過去・現在・未来をよく見通し、よりすぐれた選択肢を選択しながら前進する群れであってほしいものである。
21. 「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」の経験については、我喜屋師はウォッチマン・ニー著『キリスト者の行程』をベースに理解されていたように思う。
22. 私たちの「聖霊のバプテスマもしくは満たし」は、「キリストの十字架（死・葬り・復活）のみわざとその結実としての昇天・神の右に着座・聖霊の注ぎ」の中に含まれて（In Christ : identification with Christ 's death, burial, resurrection, ascension）なされた神のみわざに依拠しているという理解である。
23. この「キリストにある歴史のみわざを基盤にして受けられた立場への同一化の恵み」が私たちにどのようにもたらされるのか、ということが「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」の問題である。
24. 「義認」は神からの恵みであるが、「聖霊のバプテスマ、また満たし」はクリスチャンの求める努力にかかっていると考える傾向があるのであるが、「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」もまた神さまからの恵みである。私たちが「キリストにあって（In Christ）」すでに受け取っている恵み（立場）に、神の主権的啓示の照明の光のもとに「目が開かれ（知る）」、それを「認識し（認める）」、その認識に基づいて「自分自身を明け渡す（ささげる）」そして、そのラインの中に「御霊の注ぎを経験する（御霊に導かれて歩む）」のである。
25. 「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」についての理解も、使徒行伝にみられる「危機的経験」のルカ的理解とパウロ書簡にみられる「漸進的経験」のパウロ的理解がある。ルカにおいては、上から、超越的に、エクスタティックで、人間の制御の外にある印象であるが、パウロにおいては、内から、内在的に、自然で、人間の制御の中にある印象である。
26. 「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」の問題は、JECにおいても二十世紀中期においては、新生に続く「危機的経験」として理解され経験されていたが、二十世紀後期に

なると新生を原点とする霊的生命の漸進的成長の脈絡の中で「漸進的経験」のひとつとして理解され、経験されていていっているように観察される。

27. 「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」の問題は、“聖化”における議論と同様、程度差もあり、また前進も後退もありうると理解しておくことが大切である。
28. 「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」の経験には、異言の賜物の授与に伴い「霊による賛美と祈り」の解放が伴うようである。そしてこの経験の目標は、いろんな神学者により多様な定義がなされている。「宣教の力の付与、聖霊の種々の賜物への入り口、派遣、召命、等々」
29. 「組織神学」の視点からは、「救済論」という個人における聖霊の働きを考えるときには、H.ベルコフが名著『聖霊の教理』で指摘しているように、聖霊の教理についての第三の側面を説明する概念として「召命」という概念がベストであると思う。
30. 我喜屋師は「聖霊のバプテスマ」は、キリストのからだなる教会に与えられたものであるという視点の大切さを指摘されてきた。C. P. ワグナー著『あなたの賜物が教会成長を助けることができる』にもあるように、「教会論」の視点からみれば、その「個人における聖霊の働きにおける召命」は、「キリストのからだなる教会」において教会にとって意義ある機能を果たし貢献する種々の賜物となる。創造世界の歴史的進展に寄与する視点、教会からこの世への「キリストの派遣」という視点からみれば、「文化命令」も視野に入ってくる。
31. よく福音派のクリスチャンは、伝道重視で“厭世的”である批判されるのであるが、「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」という聖霊論の第三領域を「召命」の概念で把握し、「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」の目的・意義を神学的に明確にしていくとき、神さまが創造されたこの世界に、意味と意義と目的を明確に意識したクリスチャンを育成していくことが可能になるものと確信している。
32. 「聖霊のバプテスマ、もしくは満たし」の経験と「異言の賜物」との関係は、J.D.G.ダンが“Jesus & the Spirit”で解説している通り、イエスと初代のクリスチャンのカリスマ的経験の中心部分を構成していた「アバ、父よ」という意識を中心に、“同心円的な水紋”の関係で、「アバ、父よ」という意識からの派生として理解するのがベターであると思われる。そしてこの経験は、「子とされること(Adoption)」の教理の範疇でさらに深められた理解が形成されていくことが期待されている。
33. このあたりの事柄についての「教理的説教メモ」があるので、それを参考にさせていただきたい。

〔参考文献：聖化論関係〕ウォッチマン・ニー著『キリスト者の標準』、Dana Robert “Understanding Watchman Nee”、“Five Views on Sanctification” J. Robertson McQuilkin ‘Keswick View’、J.I.Packer “Keep in step with the Holy Spirit”

〔参考文献：聖霊のバプテスマ、もしくは満たし論関係〕ウォッチマン・ニー著『キリスト者の行程』、J.L.シェリル著『異言を語る人々』、デニス・ベネット著『朝の9時』『聖霊とあなた』、R.H.カルペッパー著『カリスマ運動を考える』、C.P.ワグナー著『聖霊の第三の波』、『あなたの賜物が教会成長を助ける』、ヘンドリクス・ベルコフ著『聖霊の教理』、J. D.G.Dunn “Jesus & the Spirit” “Baptism in the Holy Spirit”、J.V.テイラー著『仲介者なる神』、安黒務著『J.D.G.ダンの“イエスと御霊”についての一考察』、その他にJ E Cにおけるカリスマ的経験と神学的説明についての数多くの資料がある。

第8条 罪、赦し

私たちは、すべての人が生まれながらに、その性質においても、思いにおいても、言葉、行為においても罪あることを認める。しかし、キリストを主、救い主と信じ受け入れるものは罪赦され、神の御前で永遠の生命を喜ぶものとなり、キリストを拒むものは刑罰を受け、永遠に

苦しむものとなることを信じる。

【第8条 罪、赦し 解説】

米国での傾向は、年月を経て日本にもたらされるのが常である。エリクソンは、アメリカにおける新しいタイプの律法主義として「あなたは否定的なことを語ってはいけない。」という風潮があるとのことである。今日の教会が「罪」について語ることの困難さがそこにある。英国の代表的神学者P.フォーサイスは「温かい心をもった熱烈な霊性というものは、それが使徒的・福音的な信仰内容をともなっていないなくても、つまり非教理的で無自覚なキリスト教であっても、多くの人たちに魅力を感じさせるものである。特に一般の信徒たちの心情には、説教壇でも他の所においても、アピールするようである。だがしかし、それは教会にとっては死を意味する。」と警告している。

アメリカでは、教理的神学の後退と消失の事態が警告されている。二十世紀のアメリカ文化において、「経営管理者（マネージャー）」と「セラピスト（精神の健康の専門家）」が流行となってきた。その影響がキリスト教会にも現れてきていることを危惧している。企業の経営管理者のように有能な牧師による教会成長、「内面の感情をぬかりなくチェックし、管理することを促し、またコミュニケーションを通じて感情を表現すべきことを強調」し、「それは現にある自己を形づくっているシステムの間の不適合を治癒する...そしてこの治癒は、自己を高め、力をつけて、社会において他者とうまく関係できるようにし、他者の要求に呑み込まれることなしにある種の満足を達成するという形態をとる」。つまり「自己解明の過程」および「自己の統合」と「人間関係の範型」を提供するのである。

以上のような「経営管理者とセラピストの文化」は、「それなりに人生の規範的秩序とその理想的人物像を、また良い人生のイメージを、さらにはその達成方法を提示している。」

種々の癒しのミニストリーが盛んになっている今日である。それらのミニストリーは、今日の必要の脈絡にかなっており、貴重なミニストリーである。ただ、留意しなければならない点がひとつある。それは、アメリカの心理学や精神医学の発達は、すぐれたセラピストの文化をもたらしているのだが、それらのすべてを受け入れてよいのかどうか、聖書の脈絡から絶えず吟味されていく必要がある。正統主義神学の体系にもまだ数多くの盲点があると思われるが、健全な神学とさまざまなミニストリーにある前提や教えについて、バランスのとれた調整力、識別力が求められている。健全な教理の希薄化・空洞化を見ごしにすることなく、教理においてもミニストリーにおいても両面で成長していききたいものである。

また、「第6条と第8条」の後半部分は、「終末論」への言及である。「ローザンヌ誓約・第十五項 キリストの再臨」にも、「私たちは、イエス・キリストが救いと審判を完うするために、力と栄光のうちに、人格的、可視的に再臨されることを信じる。」とある。福音派全体にあるコンセンサスが表明されている。

「終末論」理解で、今後の課題として、米国のバイブル・スクールの神学教育における問題として、「ファンダメンタリズム」と「ディスペンセーション主義」の悪しき影響の克服がある。ここでは、詳述できないが、今後、福音派全体のスタンダードの「組織神学書」としてのエリクソンのテキストを軸にして、ジョージE・ラッド著作集（フラワースクールの新約聖書神学教授で、「大患難前再臨説」にディスペンセーション主義の悪しき影響を分りやすく説明している。福音派で非常に尊敬されている神学者。）等を丁寧に学んでいく必要があるのではないかと。

宗教改革に「改革された教会は常に改革され続けなければならない。」というスローガンがある。私たちJECも、もしJEC50年間の教えの中に「神学的歪み」が見いだされたとしたら、慎重かつ注意深い神学的精査に取り組み、もし修正し克服されなければならない「神学的歪み」であるとの確信のコンセンサスがJEC全体で得られたとしたら、その修正に躊躇すべきではないと思う。「神学的歪み」に気がつきながら、自らの立場の安泰のために、「神学的歪み」を盲目的に墨守するとなることは、JECを愛するすべての人に対する背信行為になるのではないかと思う。

現代の英国における福音派の中に、「終末論」において沸騰している議論が二つある。ひとつは、「万人救済論（ユニヴァーサリズム）」であり、もうひとつは「絶滅説（アニヒレーション）」である。ユニヴァーサリズムの基礎になっている考え方は、「永遠の刑罰とか地獄の教えは慈愛に富む愛なる神、人間を救う力に満ち溢れている神という概念と矛盾対立するものであるとともに、義なる神は、有限な罪に対して無限の刑罰を与えようとはされない」という主張である。「究極的には万人が救われると考えるのが最も妥当である。」という見解に立つものである。

一方の「絶滅説」は、実際には二つの形をとって主張されている。一つは、「人間は不滅なものとして創られたが、罪の中に行き続ける者たちはその不滅性を奪われ絶滅する、すなわち非存在となる。」という見解である。もう一方は、「条件的絶滅説」と呼ばれるもので、それによると、「人間はもともと死すべき者として創られたが、信者は神の恵みとして不滅性を受け、死後も祝福の状態の中に存在し続ける。これに対し、非信者はこの不滅性の恵みを受けられないために、死すべき者にとどまり、やがて死をもって絶滅する。」と考える立場である。以上どちらの説をとるにせよ、罪の中にあり続ける悪しき人間はすべて絶滅するという点では一致しており、結局、両説とも伝統的な意味での「永遠の刑罰の教理」を否定することになるのである。

数年前、日本でも有名な教会の牧師が、「死後にも、イエス・キリストを信じる機会がある。」というセカンド・チャンスのメッセージをされて、大きな問題となった。これは、「ひとりの牧師のメッセージの問題」ではなく、キリスト教会が直面している「教理的アイデンティティの希薄化・空洞化」のすき間に入り込んでくる非聖書的教えのひとつである。そのような誤った神学的主張があり、それらに影響された神学的に無防備なキリスト教教職者が「会衆の必要にかなうメッセージ」としてメッセージに取り入れ、恐るべき「偽りのパン種」が蒔かれていくのである。

私たちは、JECという群れを超えて多くのセミナーに参加し、無数の書籍から学ぶ機会に恵まれた時代に生かされている。これは感謝なことである。ただ、それだけに、健全な神学に豊かに養われ続けることによって、不健全な教えから群れの指導者を守ることに常気配り続けなければならない時代であると思う。

[参考文献] 宇田進著『総説現代福音主義神学』

第9条 教会

私たちは、**教会がキリストを頭とし、新生した人々のみが肢体**であるところの**生ける霊の身体**であると信じる。また、目に見える**地方教会**は、イエス・キリストを**信じる者の交わり**であり、信徒は、**バプテスマ**によってキリストと共に葬られ、よみがえらされ、**礼拝、奉仕、福音伝道、相互援助**において結ばれることを信じる。これら地方教会には、**浸礼による洗礼と聖餐の礼典**がゆだねられており、それぞれの地方教会は**自治独立**しており、それを基として**他の地**

方教会との相互依存関係を保つものであることを信じる。

【第9条 教会 解説】

「第9条 教会」は、「目に見える地方教会は、イエス・キリストを信じる者の交わり」という教会観と「それぞれの地方教会は自治独立」とあるという教会政治観は、「会衆派ピューリタン運動」からの遺産であり、「新生した人々のみが肢体」である教会観と「浸礼による洗礼」は「バプテスト運動」からの遺産である。

ここで大切なことは、伝統と霊的遺産の盲目的継承であってはいけないということである。教理的・神学的によくよく吟味して、継承していくとしても、「どのような意味・意義を積極的に評価するゆえに、継承するのである」という神学的手続きと確認が必要とされていると思う。

ここで、十七世紀の英国の状況と「ウエストミンスター信仰告白」(1646)、「サヴォイ宣言」(1658)、「第二ロンドン告白」(1677)をみていこう。十七世紀英国では、王政復古の波が押し寄せ、国教会の権限が強化され、自由教会の活動、言動にも制限が加えられ、しばらく行使を停止していた「秘密結社禁止令」も復活し、迫害を受けた非国教徒同志で結合と団結が強まっていったのである。具体的には長老派、会衆派、バプテスト派は互いに接近し、重要な問題については共同戦線をはるようになり、ついには教派を越えて「教理の一致」を模索するエキュメニカルな会合を持つに至り、そうした会合を何回となく開く中で、長老派を中心として「ウエストミンスター信仰告白」が一足早く公にされ、次いでニューイングランドの会衆派によって「ウエストミンスター信仰告白」に部分的修正を加えた形で「サヴォイ宣言」、さらにバプテストは、これらの二つの優れた先駆的な信仰告白から中心的な事柄について学び、それらと対論した上で、「第二ロンドン告白」を発表したのである。＜カトリック的制度中心の教会＞から＜聖徒の交わりとしての教会＞への移行は認められるが、なお地域的、教区的意味合いを残しているのに対し、「第二ロンドン信仰告白」では「信仰者の交わり」があるところに具体的な「見える教会」が存することを明記している。すなわち、バプテストの「見えない公同の教会は地上においては個別教会のうちのみ現れる」という主張がここで呈示されている。また教会員は「召された聖徒たちであり、構成員は自覚的なキリスト者からなる」とし、役員を選出については総会の場で決すべきことを語り、宣教の務めは牧師に限定されないとする＜全信徒祭司＞の考え方、また「個別教会の上にはいかなる教會的な権威もない」とする＜個別教会の自主独立性＞などが主張されている。しかし何と云っても「第二ロンドン信仰告白」においても特徴的な事柄は「バプテストと主の晩餐について」、「バプテストについて」の主張に関してである。ここにおいて「礼典の執行者」に対する基礎資格、合法的根拠を問うというより、「キリストの命令にもとづいて資格を与えられ、そのために召された者」という形で内実的な定義づけをしている。これはバプテストが伝統的に牧師の＜召命観＞を第一的な事柄として尊重してきたこととも関連があると思われる。次は「バプテストについて」の問題である。様式の点でいえば、「水に沈められる」必要性を強調している。次に「幼児バプテスト」に関してであるが、「ウエストミンスター信仰告白」が「信仰者の子は幼児洗礼を受けることができる」としているのに対し、「第二ロンドン信仰告白」では、「信仰者の子の幼児洗礼は認めない」と明記している。これは単に「認める」から「認めない」に移行したというような単純な事柄ではなく、この位置づけは千年間にわたり「幼児バプテスト」を容認してきた原理、「キリスト教世界」の教会観に対する明白な挑戦だったとも言える。

＜ウエストミンスター信仰告白＞

英国教会は、数十年間の動揺の後、エリザベス女王治下にようやくプロテスタント教会としての基礎を確立したのであるが、カルヴィン主義宗教改革者たちは、これをもって満足しえず、英国の教会を、大陸特にスイスの宗教改革にならって、あくまでも「法王のパン種」から解放しようたくわだて、以後百年にわたり、執拗に続けられた清教徒(ピューリタン)運動の指導者となった。この国教会純化運動は、政府の弾圧によってかえって深刻化し、常時英国に続出

したプロテスタントの雑多な非国教徒の群れを味方に加えて勢いを増し、あえて国教会を再組織しようとする運動となり、ついにはクロムウェルの共和国政府を成立せしめた政治革命にまで発展した。かくて、英国教会を監督制度に代えて長老制度の教会たらしめようと企画したカルヴィン主義者たちに絶好の機会を提供したのが、1643年に、長老主義議員が多数を制した国会によって、宗教問題諮問機関として組織されたウエストミンスター・アッセンブリーであった。この会議は、教会会議というよりもむしろ神学者会議で、平信徒を含め百五十一名に達した議員の大多数は清教徒であった。この会議は、まず、礼拝指導書を作成し、国会に進言して、教会をスコットランド教会にならう長老制度の教会に改めしめた。しかしてその最大の業績は、ウエストミンスター信仰告白とそれにそえられた長短信仰問答書の制定に見出されなければならない。前者は、アッセンブリーの成立と同時に着手され、慎重熱心な討議を経て1646年に完成し、1648年に国会に上程されている。この信仰告白は、元来「三十九カ条」の敷衍を意図したものであり、同時に「スコットランド信条」にならったものであり、また大陸のカルヴィン主義諸教会の信条やアイルランド信条(1615)などの影響を強く受けてはいるが、それらのいずれとも区別さるべき独自性を示している。それは、常時支配的であった契約神学の綱要にそくして組織立てられた信仰告白であって、カルヴィン主義陣営内の神学的論議を確実な表現によって調整し、長老主義諸教会の公同信条たるにふさわしいものとなっている。長老制度の教会が監督制度のそれに代わって国教会となることをおそれた組合派その他の反対によって、この信仰告白は終に国会によって公認されるには至らなかったのであるが、その制定によって、スコットランド的カルヴィン主義が、一時にせよ、英国において凱歌をあげ、事後今日に至るまで、少なくとも英米キリスト教会の代表的な信仰の標識をなしている。

<サヴォイ宣言>

会衆主義教会は、各個教会の自律と権威とを強調し、個々の教会の信仰告白を重視するものであって、一般的信仰告白の拘束性を軽く見る傾向を持った。従って、一般的信仰告白を、そう呼ばないで、宣言(Declaration)とか声明(Statement)とか言い慣わした。しかし、十七世紀中葉になって、長老制度をとるウエストミンスター信仰告白が制定せられたときには、それを否定しなかったのみか、必要な訂正を加えて採用した。ここに訳出する「サヴォイ宣言(The Savoy Declaration of the Congregational Churches)」であって、詳しくは「イングランドにおける会衆主義教会によって承認され、また実施される、信仰と職制の宣言」となっており、1658年秋、ロンドンのサヴォイ館に集った英国会衆主義諸教会の代員が作成、公表したものである。この宣言は、長い序文と、信仰告白の部分と、教会政治の綱領とからなっている。序文には信仰告白についての見解が述べてある。すなわち、信仰告白は祈祷と同様にキリスト者が神に対してなさねばならぬ義務である。しかしそれは相互の信仰の共通内容を表現したものであって、もし強いられるときには、信仰告白ではなくて、信仰の強制となると説く。ともかく、信仰告白の必然性を語っていることが注意される。信仰宣言の部分は、ウエストミンスター信仰告白の順序に従い、三十二章に分けられてある。特色ある相違を含んでいても、神学的には、同じくカルヴィン主義の流れをくむものと言える。…最後の教会政治に関する部分では、常時の会衆主義派の教会観が明瞭にあらわれている。

<バプテストの信仰告白>

バプテスト教団は会衆主義の教団であって、個々の会衆が教会を形づくるだけで、全教会ほ包容する全体教会を認めない。その上、個々教会の自立性を重んじる建前から、教会の自治を拘束する全教會的な信仰告白を認めない。信仰告白を制定する権能は個々の教会にあるのであるが、それを制定している教会はほとんどない。

このようにバプテスト教団は、拘束力のある全教會的な信仰告白を持つことに反対であるが、信仰の標準としての共同の信仰告白を持つことに必ずしも反対でない。1600年代に英国で発表された「スタンダード信仰告白」や「オールドックス信仰告白」、「第一ロンドン告白」、「第二ロンドン告白」のごとき、1700年代以後米国に行われるようになった「フィラデルフィヤ信仰告白」(英国の「第二ロンドン告白」を増補したもの)や「ニューハンプシャー信

仰告白」のごとき、皆標準の意味で採用、また制定されたものである。制定の方式も、全教会の会議によったものは一つもなく、大小の差はあれ、一部教会の代表者たちによって制定されている。

本書（『信条集』前後編、新教出版）に掲げられている信仰告白はいずれも代表的なものであるが、制定の手続きの不備を免れない。うち、「第二ロンドン告白」は、「ウエストミンスター信仰告白」によったもので、聖書、教会、教職、礼典等の諸章だけ、バプテスト的に修正されており、本来は、公同の精神の産物である。

<バプテスト信仰宣言> 1954年5月3日 基督教新生会大会において「新生会綱領宣言」として承認される。（日本バプテスト同盟）

前文 われらは、日本における新生会八十年の伝統的信仰の歴史を省みつつ、今、われらの立っている信仰の共同的基盤を明らかにして、ここにその信仰の特質的なものを新生会の内外に宣言する。

- 1．われらは、聖書を信仰と生活の基準とする。
- 2．見えざる公同の教会を信ずる。この公同の教会は地上においては個別教会のうちにのみあらわれている。
- 3．個別教会の主にある自主性を主張し、相互の連帯性を重んじる。
- 4．個別教会の信徒は、イエス・キリストを唯一の主と告白し、バプテストマを受けたものとする。幼児バプテストマは認めない。
- 5．バプテストマの方式は「浸礼」とする。
- 6．バプテストマと主の晩餐とは、象徴的意味の礼典とする。
- 7．信徒はすべて祭司であり、平等である。従って、教会の政治は会衆制を採る。
- 8．信仰による良心の自由を重んじる。
- 9．政治と宗教との分離を主張する。

<バプテスト信仰宣言>における課題

第一の点は、聖書主義を標榜している点について、バプテストは伝統的に<聖書主義>の立場に立つが、聖書の権威に重きを置くあまり、それが高じて自己主観化、自己絶対化に墮する危険はないか。聖書主義という場合、その内容、意義付けが吟味されねばならない。

第二の点は、<個別教会主義>を標榜していることはよく分るが、実際の適用の段階で、「個と全体」「自立と連帯」における緊張をいかに乗り越え、有機的なメカニズムを作り上げていくのか、内容的な吟味が必要である。

第三の点は、<簡易信条>の項目を箇条的に掲げた点、端的で明快ではあるが、反面、全体として神学的構造がみえてこないという印象はまぬかれない。極めて簡略化した「宣言」だけで、この多様化、多元化した時代にあって、バプテストとしての自己理解のもとに自覚的に生き、闘えと呼びかけるにはかなり無理があるといわざるをえない。

ここまで、バプテスト派に関する歴史的情報、そして日本におけるバプテスト同盟の取り組みを紹介した。私たちJECは、バプテスト運動の遺産を“空気”のように意識することなく継承している。JECの新しい50年の歩みを展望して、その内容・意義付けが吟味され、二千年教会史の中にみられるJECの源流、英国宗教改革からの会衆派ピューリタン、バプテスト運動等からの歴史的遺産の中のよきものを「継承・深化・発展」させていくことが絶えず求められている今日である。集会とかセミナーというと、外部から著名なスピーカーが招かれることが多くなっているが、今回のような「JEC」を扱うセミナーの価値も再認識される必要があると思う。

JECは、バプテスト運動の遺産の継承者として、簡易信条主義の群れであるが、要するに「組織神学」でいえば、いくつかの代表的な項目を拾い集めたかたちにすぎない。<バプテスト宣言>における課題に語られているように、それらの項目や主張にそって、その内容が豊か

に掘り下げられていくことが課題である。そのときに、エバンジェリカルであり、バプテストの特徴を十二分に反映していて、聖書的・公同的・今日的・自己革新的な内容をもつミラード・J・エリクソン著『キリスト教神学』～は、JECの未来を切り開いて上での軌道を照らしてくれる材料のひとつになると確信している。ICIEの使命は、JECの神学教育機関であるKBIとインターネットを通しての「ICIEイントラネット for JEC」において、これらの材料と指針を豊かに提供していくことである。今回は、このセミナーの準備の中で七冊のファイル資料となったが、すべてを印刷して提供するわけにもいかないのので、「JEC 憲章・信仰告白 解説」のみを講演レジュメとして提供させていただいた。残りの資料は「ICIEイントラネット for JEC」を通してお分かちしていきたい。そのために、続けて祈り、また支援していただきたい。感謝を込めて。

[参考文献] M.J.エリクソン著『キリスト教神学』第四巻、『信条集(前・後編)』、松田和憲著『福音宣教の使命に生きる教会』

フラー神学校のポール・ジュウィット教授の書かれた「組織神学」の教科書には、各章の最後に、その章のエッセンスによって構成された「礼拝メッセージ」の概略が挿入されています。これにヒントを得て、最近のKBIのテストでも、神学生に「組織神学の学び」を材料にして「教理的説教」をつくり、それを実際の礼拝等の奉仕で実践するようにチャレンジしています。下記のものは、わたしがJECの流れの中で受けた恵みの中心部分を形作っている「ライフ・メッセージ」のひとつです。ただ、受身でうけとめただけでなく、わたしのオリジナルな発見の要素も挿入されています。ただ、このような神学的フレーム・ワークにおいて、JECの中に流れている「十字架と聖霊」のメッセージは、教派を超えて普遍的なメッセージへと受け入れられていくと思っています。「JEC 信仰告白解説」の学びを材料にしたかたちでの「礼拝説教実践」としてうけとめて、皆様の「JEC 信仰告白」にそったかたちでの「教理的説教」づくりの参考にしていただけたら感謝です。

礼拝メッセージ

「義認・聖化・召命〔聖霊の満たし〕」

(挨拶・導入)

N福音教会は、JECの中で二番目に古い、由緒ある教会だと聞いています。今年は、その**宣教50周年**ということで、そのようなおめでたい年の研修会と礼拝に招いていただき感謝しています。M先生からは、それ以前にも声をかけていただいておりましたが、翻訳の仕事などがありまして、今日までのびてしまいました。

神さまに、「このような機会に一体どういうみことばをお分かちしてよいのでしょうか。」と尋ねておりましたところ、「お前に与えた賜物を用いて、JECの流れの中で**最も大切とされてきたメッセージ**をのべ伝えるがよい。」と心に示唆を受けましたので、そのことをお分かちしたいと思います。

コリント15章3 - 11節までお読みしましょう。

15:1 兄弟たち。私は今、あなたがたに福音を知らせましょう。これは、私があなたがたに宣べ伝えたもので、あなたがたが**受け入れ**、また、それによって**立っている**福音です。15:2 また、もしあなたがたがよく考えもしないで信じたのでないなら、私の宣べ伝えたこの福音の**ことば**をしっかりと保っていれば、**この福音**によって救われるのです。15:3 私があなたがたに**最も大切なこと**として伝えたのは、**私も受けた**ことであって、次のことです。15:4 また、**葬られた**こと、また、**聖書に従って三日目によみがえられた**こと、15:5 また、ケパに現われ、それから十二弟子に現われたことです。15:6 その後、キリストは五百人以上の兄弟たちに同時に現われました。その中の大多数の者は今なお生き残っていますが、すでに眠った者もいくらかいます。15:7 その後、キリストはヤコブに現われ、それから使徒たち全部に現われました。15:8 そして、最後に、月足らずで生まれた者と同様な私にも、現われてくださいました。15:9 私は使徒の中では最も小さい者であって、使徒と呼ばれる価値のない者です。なぜなら、私は神の教会を迫害したからです。15:10 ところが、神の恵みによって、私は今の私になりました。そして、私に対するこの神の恵みは、むだにはならず、私はほかのすべての使徒たちよりも多く働きました。しかし、それは私ではなく、私にある神の恵みです。15:11 そういうわけですから、私にせよ、ほかの人たちにせよ、私たちはこのように宣べ伝えているのであり、あなたがたはこのように信じたのです。

J E C の流れで**最も大切なメッセージ**とは何でしょうか？それは、先生によって**多少の幅がある**と思うのですが、私自身が教え養われ、クリスチャン生活において、**大変助けになってきたメッセージ**を三つのポイントでお分かちしたいと思います。

私が J E C の流れで聞きました第一のメッセージとは、何であったかと申しますと。それは、義認のメッセージでした。

・**義認**：聖人君子ではなく、キリストの血によっておおわれた罪人 15分

罪の問題：わたしが、19歳の学生でありましたとき、K G K キャンプというクリスチャンの学生のキャンプに誘われて参加しました。キャンプの最後の夜、あるクリスチャンが外側はきよらかなクリスチャンなのですが、心の中で罪を犯しています。」と涙を流しつつ、赤裸々な罪の告白をされ、悔い改められる姿をみました。その瞬間に、かたくなで鈍感でありました私の心が刺し貫かれ、私の存在がゆさぶられたのでした。「私も警察のお世話になったことがない。まじめな普通の**善人**だ。」とその瞬間まで思っていました。そのときに「**クリスチャンとは、心の底まで神さまのきよい光に照らされて、真摯に生きようとしている人たちなんだ。**」ということがわかりました。そして、「神さまの前に、心の**罪の性質の問題**が解決することなく、人間は幸せになることはできないんだ。」ということがわかりました。そして、この罪の性質の問題を解決してくださる方として、イエス・キリストを信じることを決心し、その年のクリスマスに洗礼を受けました。

しかし、**救いの確信**が本当に確かにされたのはしばらく後のことでした。イエスさまを心の底から信じていました。しかし、罪の問題が**みことばに基づいてきちんと整理されていなかった**のです。翌春に K B I の三週間コースに出席しました。そのときに、我喜屋先生が、黒板に**ふたつの家**を書かれまして、片方の家に子羊の血を、もう片方の家には何も書かれていませんでした。**血のついた家**に**泥棒**がいたかもしれませぬ。普通の家に**聖人君子**のような人がいたかもしれませぬ。その夜、裁きが行われましたのは、**なにもついていない普通の家**でした。子羊の血のついてた家は裁きが終わったしるしを見て、過ぎこされました。その**判断基準**は、中にいる人がどういう人であるかということではなく、子羊の血のしるしがついているか、いないかでありました。

聖書：出エジプト

12:7 **その血を取り**、羊を食べる**家々の二本の門柱と、かもいに、それをつける**。12:12 **その夜**、わたしはエジプトの地を巡り、人をはじめ、家畜に至るまで、エジプトの地のすべての初子を打ち、また、エジプトのすべての神々に**さばきを下そう**。わたしは主である。12:13 あなたがたのいる**家々の血は**、あなたがたのために**しるしとなる**。わたしは**その血を見て**、あなたがたの所を**通り越そう**。わたしがエジプトの地を打つとき、あなたがたには滅びのわざわいは起こらない。

新約聖書を開きましょう。ローマ書4章。

4:5 **何の働きもない者が**、**不敬虔な者**を義と認めてくださる方を信じるなら、その信仰が義とみなされるのです。4:6 **ダビデもまた**、**行ないとは別の道**で神によって義と認められる人の幸いを、こう言っています。4:7 「不法を赦され、**罪をおおわれた人**たちは、幸いである。4:8 主が罪を認めない人は幸いである。」

幕屋での大祭司の犠牲についての解説の後、**ダビデの経験**が記されています。「**何の働きもない者が**、**不敬虔な者**」が罪赦され、義と認められること、ダビデのように**姦淫と殺人の罪をおかしたものでさえ**、「不法を赦され、**罪をおおわれた人**たちは、幸いである。主が罪を認めない人は幸いである。」と告白することができました。

韓国の牧師 - 道端のゴミの山の町、ある朝起きると町は白い雪でおおわれ、真っ白になっていた。神さまが、天からわたしたちをみられたとき、きっとそのようなのだろうと感動した。

イザヤ1:18 「さあ、来たれ。論じ合おう。」と主は仰せられる。「たとい、あなたがたの**罪が緋のように赤くても**、**雪のように白くなる**。たとい、**紅のように赤くても**、**羊の毛のようになる**。

クリスチャンとして、祝福された人生を送るためには、**徹底した「救いの確信」**をもつことが大切です。しかし、**自分の生活や行い**をみつめていては、「**100%の救いの確信**をもつことはできません。」おどおどしたクリスチャンになります。**聖書のみことばから、キリストの十字架の恵み**から「**100%の救いの確信**」をあたえられなければなりません。そのときには、イエスの血によって大胆に神さまに近づくことができる者とされます。

クリスチャンとは、どのような人のことですか。**聖人君子**のような人のことですか。そうではありません。みことばの定義によれば、「**ダビデのように、キリストの血によっておおわれた罪人**」のことです。このように**みことばに根ざして**、「**救いの確信**」を得ますと、自分の生活状態や心の状態などによって揺さぶられることはありません。

聖書へブル書にこう書いてある通りです。

10:19 こういうわけですから、兄弟たち。私たちは、**イエスの血によって**、**大胆にまことの聖所**にはいることができます。

義認 宇田師「ルターは 。聖書の教えの中の太陽。聖なる神の御前に、つみ深い人間がいかにか受け入れられるのか。」

キリストの代償的刑罰 聖人君子ではなく、キリストの血でおおわれた罪人、ダビデの罪、贖罪蓋に注がれた血、出エジプトの過ぎ越しと子羊の血

・ 聖化：根絶ではなく、解放 15分

私がJECの流れの中で、聞きましたメッセージでクリスチャン生活の助けとなった第二のメッセージは、**聖化のメッセージ**でした。

「救いの確信」を得て、順風満帆のクリスチャン生活でした。毎朝、毎夕、聖書を開き祈る「静思の時」をきちんと守っておりました。他にプラスアルファの恵みは必要ないように思っておりました。「罪の赦し」の恵みだけでも、十分すぎるくらい恵まれておりました。

しかし、あるときから自分の心の中の罪の性質に光があてられるようになってきました。それはどういうきっかけであったか、思い起こしてみるに、「キリスト者の標準」を読むようになってからかもしれません。

二千年前の遠景を遠く眺めて「私たちのため**罪の赦しの根拠**」を感謝する十字架、に加えて私たちの生活の中に、**自我の只中に働く十字架、カルバリで完成された十字架の「死と葬りと復活の原理**」が私たちのうちに働くという恵みについて、教えられるようになったのです。そして、そのことが自分が思っていた以上にすばらしい恵みであることが分かるようになりました。

ローマ書6 - 8章を開きましょう。

6:6 **私たちの古い人がキリストとともに十字架につけられた**のは、罪のからだが減びて、私たちがもはやこれからは罪の奴隷でなくなるためであることを、私たちは知っています。6:7 死んでしまった者は、罪から解放されているのです。

6章の「**キリストとともに十字架につけられた**」といいますのは、**歴史的・霊的事実、客観的事実**です。7, 8章はその恵みが**主観的に私たちのうちに働く**ことを教えています。ローマ7章がなかったなら、ほとんどのクリスチャンは、信じてから発見します「罪の性質」の現実にとれほど苦しんだことでしょう。

使徒パウロというクリスチャンの中のクリスチャンといわれる人物が、**自分自身のクリスチャン生活の現実**を隠すことなくさらしてくれたおかげで、私たちは**聖化の道筋がどのようなものであるのか**を知ることができました。

スンベリ先生は、「**聖化のプロセスとは、階段をのぼっていく**ようなものではない。**地下室へと降りていく**ような経験である。」と教えてくださいました。

ローマ7：13をみましょう。

7:13 では、この**良いもの**が、私に死をもたらしたのでしょうか。絶対にそんなことはありません。それはむしろ、罪なのです。罪は、この**良いもの**で私に死をもたらすことによって、罪として明らかにされ、戒めによって、**極度に罪深いもの**となりました。

律法、神の御心、神のきよさというものを基準としますとき、私たちは自分の醜さを示されます。そして、自分の罪の性質を押さえ込んでいきますと、「**窮鼠猫を噛む**」といわれるように、押さえ込まれた罪の性質は「バネ」のように、何倍もの力で私たちに打ち負かし

ます。

私たちは、クリスチャンになりますとき、ある程度自分の罪を自覚して、悔い改めて、イエスさまを信じて洗礼を受けます。しかし、クリスチャン生活の霊的祝福の中で、さらに深く自分の罪の性質が照らされていくと思います。パウロは、理想的なクリスチャンでありました。しかし、そのパウロは自分の内面をこの箇所告白しているのです。それは、自分のためだけでなく、すべてのクリスチャンが、クリスチャン生活の中で「罪の性質」の深刻さに直面していくことを知っていたから、この2000年間のすべてのクリスチャンのために、パウロ自身の内面をさらしたのです。

ダビデは、バテシェバ問題で聖書に記され、信仰義認の教理の例証として用いられました。そして、パウロのローマ7章も。神さまの栄光の現し方は、私たち人間の知恵を超越していることを教えられます。私たちは、自分の罪や失敗のゆえに、萎縮してはなりません。それは、自分とまた自分と同じような過ちをおかす人々に助けとなりうる証しでもありうるからです。

ローマ7:15以降にはこう書いてあります。

私には、自分のしていることがわかりません。私は自分がしたいと思うことをしているのではなく、自分が憎むことを行なっているからです。7:16 もし自分のしたくないことをしているとすれば、律法は良いものであることを認めているわけです。7:17 ですから、それを行なっているのは、もはや私ではなく、私のうちに住みついている罪なのです。7:18 私は、私のうち、すなわち、私の肉のうちに善が住んでいないのを知っています。私には善をしたいという願いがいつもあるのに、それを実行することがないからです。7:19 私は、自分でしたいと思う善を行なわないで、かえって、したくない悪を行なっています。7:20 もし私が自分でしたくないことをしているのであれば、それを行なっているのは、もはや私ではなくて、私のうちに住む罪です。7:21 そういうわけで、私は、善をしたいと願っているのですが、その私に悪が宿っているという原理を見いだすのです。7:22 すなわち、私は、内なる人としては、神の律法を喜んでいるのに、7:23 私の中からだの中には異なった律法があって、それが私の心の律法に対して戦いをいどみ、私を、からだの中にある罪の律法のとりこにしているのを見いだすのです。

クリスチャン生活の成長のために大切なことは、この内面の罪の性質の扱い方を知ることです。

ローマ7：24をみましょう。パウロは、「7:24 私は、ほんとうにみじめな人間です。だががこの死の、からだから、私を救い出してくれるのでしょうか。

7:25 私たちの主イエス・キリストのゆえに、ただ神に感謝します。ですから、この私は、心では神の律法に仕え、肉では罪の律法に仕えているのです。」と告白しました。

ある牧師は、パウロは当時殺人をおかした人の死刑の方法を例証として用いたと説明しています。当時の処刑の方法のひとつとして、自分が殺した人の手と手、足と足、からだとからだを結び合わせられて、死ぬまで生活するという方法でした。

パウロは、御霊を宿すクリスチャンの現実の只中に、罪の性質の現実が存在することを教えているのです。クリスチャン生活とは、どのような生活でしょうか。それは、罪の性質がなくなった生活ではありません。罪の性質を宿す私たちの存在の只中に、御霊が住んでくださっている生活です。ですから、クリスチャンになっても罪を犯します。少なくとも罪を犯す可能性

は一生涯存在し続けます。では、クリスチャン生活の値打ちはどこにあるのでしょうか。それは、罪の性質をかかえながら生きていますが、**罪の性質を宿す私たちを死にふさせ、葬り、よみがえらせるように**、私たちを生かしてくれる御霊が働く生活なのです。

ローマ8：9 - 11をみましょう。

8:9 けれども、もし**神の御霊があなたがたのうちに住んでおられる**なら、あなたがたは肉の中ではなく、御霊の中にいるのです。キリストの御霊を持たない人は、キリストのものではありません。8:10 もしキリストがあなたがたのうちに**おられる**なら、**からだは罪のゆえに死んでいても**、霊が、義のゆえに生きています。8:11 もしイエスを死者の中からよみがえらせた方の御霊が、あなたがたのうちに**住んでおられる**なら、キリスト・イエスを死者の中からよみがえらせた方は、あなたがたのうちに**住んでおられる御霊によって、あなたがたの死ぬべきからだをも生かして下さる**のです。

クリスチャン生活とは、日々、御霊によって、死と葬りと復活を体験する生活なのです。

ここで大切なことは、罪の性質、肉の性質に従って**責任を感じない**ことです。罪の性質、肉の性質を自分自身のものでないかのように、**十字架という手術のメス**で切り離して下さっているのですから、その性質を無視して、御霊の導きに敏感に**応答して**生きることが大切です。

8:12 ですから、兄弟たち。私たちは、**肉に従って歩む責任を、肉に対して負ってはいませぬ**。8:13 もし肉に従って生きるなら、あなたがたは死ぬのです。しかし、もし御霊によって、からだの行ないを殺すなら、あなたがたは生きるのです。8:14 神の御霊に導かれる人は、だれでも神の子どもです。

十字架の二重の意味 義認と聖化、罪の赦しと罪の性質（罪、古い自我、肉）からの解放、根絶ではなく、解放。

H.ベルコフ 「死ぬ」というのは**絶えざる自己否定**であり、**つみ深き自己に対する日ごとの戦い**である。また、「よみがえる」というのは、われわれが**新しいいのち**に歩むことであり、神の像に似せて再創造された**新しい人**を着ることである。」

わたしは、英国の新約聖書学者のジームズ・ダンの説明が好きです。パウロにとって、信者の生活は、**矛盾と葛藤**によって特徴づけられている。- **いのちと死の矛盾**、**御霊と肉の葛藤**。それは一生涯の緊張であり、ローマ7：24のフラストレーションの叫びは、**クリスチャンの一生涯の叫び**である。肉に従って歩む可能性と御霊に従って歩む可能性は、生涯の終わりまで続く。この霊的葛藤は**いのちのしるし**であり、**健康な霊的経験の刻印**である。

いわんとしますところは、クリスチャン生活とは、一度の「危機的経験」で罪の性質、肉の性質が**根絶**された、完全にきよめられた生活ではなく、「**漸進と危機**」を繰り返す、**戦い**、**葛藤の紆余曲折のある「霊と肉」「いのちと死」の二重構造の生活**であるということです。ですから、クリスチャン生活の中で、罪や失敗や挫折があっても、落胆せずに「**七転び八起き**」のクリスチャン生活をたくましく生き抜いていただきたい。

・ **召命：恍惚経験にではなく、個性・賜物の成熟・行使・貢献に** 15分

私が、JECの流れの中で、聞き、養われました第三に助けとなりましたメッセージは、「聖霊の満たし」のメッセージです。JECの信仰告白では、「聖霊のバプテスマもしくは満たし」と書かれています。このことは、聖霊経験の理解の幅広さが許容されていることをあらわしています。JECは、国にたとえますと、日本のような「単一民族」に近い群れではなく、アメリカのように「多民族国家」に近いところがあると思います。それで、聖霊のバプテスマとか満たしについての教えも、統一的理解があるというよりも、幅と多様な理解が許容されていると思います。

神学的に言いますと、義認も聖化も聖霊の満たしも、実はイエス・キリストを信じ受け入れましたときに、立場としては、客観的にすでに受け取っているものなのです。イエスさまは、けちけちとバラ売り、小出しにされるようなお方ではありません。イエスさまを信じたときに、あるものを受け取り、少しずつ、別のものを受け取っていくということではありません。イエスさまを信じたときに、立場としては、すべてのものを受け取っているのです。付け加えるものはなにもありません。キリストはすべてです。ただ、経験の領域において、すでに受け取っているものを体験していくということはあるのです。イエスさまを信じたときに受け取っているものを、現実の生活の中で、自分のものとしていくのです。

英語で、I believe in Christ.と表現します。「キリストの中にある」ことを信じるという感じですね。キリストにあってすべてのものをもっているということです。義認はキリストの死と関係し、聖化はキリストの復活と関係しています。そして聖霊の満たしはキリストの昇天と関係しています。

エペソ2:5 罪過の中に死んでいたこの私たちをキリストとともに生かし、あなたがたが救われたのは、ただ恵みによるのです。2:6 キリスト・イエスにおいて、ともによみがえらせ、ともに天の所にすわらせてくださいました。

キリストにある経験は、御霊においてすべてクリスチャンに提供されています。十字架のみわざの結実として、イエスさま昇天され、天上で御父の右の座に着座され、約束の聖霊を受けられました。私たちもまた、イエスさまに含まれて、共に約束の聖霊の注ぎをすでにいただいているものなのです。

異言について、よく語られますが、経験していない方はあまり深刻に考える必要はないと思います。もし少し助言するとしますと、みなさんの内に住まわれる御霊のうちには、「アバ父よ」という意識がすでに存在しています。普遍的な賛美と祈りとしての異言の領域とは、みなさんのうちにすでにあります「アバ父」という意識を解放したものとすることができます。ですから、異言の賜物の領域は、すでに内にあり、その流れは御霊にあって内に流れていると確信して、安息することが大切です。もし、必要なら、ハンナの祈りのように、あるいは詩篇で魂を注ぎだす祈りがしたためられているすすめに応じて、日本語を忘れて、その賛美と祈りの流れを呼吸の流れの中で解放されると自然なかたちで、異言のような、霊による賛美と祈りが解放されていきます。呼吸や嘆息、息の流れの中にも私たちの思いや願いが含まれています。聖霊の満たしと異言の事柄は、知性による祈りの領域だけでなく、情緒的な祈り・賛美・ときには叫び・うめき・嘆き、歓喜等の立体的な領域に私たちをばぐくんでくれ、私たちの信仰生活を豊かにするものなのです。

異言の賜物も祝福のひとつですが、聖霊の注ぎ、満たしの目的はそこにあるのではありません。

使徒1:9 こう言ってから、イエスは彼らが見ている間に上げられ、雲に包まれて、見えなくなりました。2:33 ですから、神の右に上げられたイエスが、御父から約束された聖霊を受けて、今あな

たがたが見聞きしているこの**聖霊をお注ぎになった**のです。

それでは、**聖霊の注ぎ、満たしの目的**は何でしょうか。

エペソ4:7 しかし、私たちはひとりひとり、キリストの賜物の量りに従って恵みを与えられました。4:8 そこで、こう言われています。「**高い所に上られたとき、彼は多くの捕虜を引き連れ、人々に賜物を分け与えられた。**」4:9 この「上られた。」ということばは、彼がまず地の低い所に下られた、ということではなくて何でしょう。4:10 この下られた方自身が、すべてのものを満たすために、もろもろの天よりも高く上られた方なのです。

昇天の恵みの解説書ともいわれるエペソ書で、パウロは、**ローマの軍隊の例証**をもちいて、「地方の反乱軍を平定するために、ローマ軍が出陣し、やがて圧倒的な勝利をおさめ、多くの捕虜をひきつれて凱旋し、**分捕りものを褒美としてわけあたえられた。**」ことを引用しています。このことは、キリストの昇天と聖霊の注ぎの目的が、**賜物の分与**であることを教えています。

ヘンドリクス・ベルコフという神学者は、このように解説しています。**御霊に満たされる**とは、明らかに個人が、**教会と世における御霊の前進的な歩みの道具**となるように、**身支度を与えられる**ことである。それは愛とよきわざにおいてわれわれを隣人に対するキリストの証しとする聖化において表現されているもの以上である。聖化はわれわれの共通の人間性にかかわる共通の命令であって、個人と個人との関係の中で遂行される。だから、**御霊の実**に加えて、**御霊の賜物**があるのであって、それは御霊の働きのより広い、教会的・宇宙的な地平にわれわれを参加させる道具であり、個人個人で違っている。御霊に満たされるとは、**義とされ、聖化されたクリスチャン**が、今や**内側から外側へ向けられる**ことである。**使徒行伝**では何よりも世にむけられる。が**パウロ**ではキリストのからだ全体に向けられる。聖霊の満たしは、**個性と関係**がある。この個性というのは、**私だけが持つ特別なしるし**であり、生全体のために**私になすべき特別な貢献**である。

水は**すべてのうちに**含まれています。植物と動物は彼らの**いのちのために**水を必要としています。雨のかたちにおいて、水は天からもたらされます。それはその**ひとつのかたちにおいて注がれます**。しかし、その後それは多くの異なったかたちで働きます。ひとつの同じ泉が**庭園を灌漑**します。そしてひとつの同じ雨が**全世界に降り注ぎ**ます。しかし、その後、**ゆり**においては白となり、**バラ**においては赤となり、**水仙やヒヤシンス**においては濃い黄色となります。それは、あらゆる多彩な色において、そのように異なった種類の物事において現れます。

雨はそれ自身決して変わらないし、今ひとつの方法で、別のときにひとつの方法で注がれます。しかし、それはそれを**受け取る物の本質となる**ことを目標としています。そして、それに適切であるところのもの何にでもなることを目標としています。

パウロは、オーソドックスな牧師の枠にはまらずに、自ら働きながら「宣教師また神学者」として奉仕し、また多くの文書を書き残しました。

私個人の証しをして恐縮ですが、JECの場合、「**教職者**」の**イメージの枠**が、「伝道者、牧会者、宣教師」という中で、10年あまり直接・間接に牧会者としての奉仕の後、共立で神学研究に専念させていただきました、その学びが終了しますとき、30台半ばでした。人生をながめてみて、**残された人生は半分だ**と思いました。後半生を開拓から、あるいは既存の教会に招かれてやるのか、導きを求めて祈っていました。そして現在の山崎チャペルと一宮基督教研究所の働きに導かれています。結果からみますと、「**神学者としての働き**」

に専念しなさい。」ということであったように思います。

神学者といえますには、**あまりに小さな者**ですが、JECやKBIの流れのルーツとアイデンティティの**歴史神学の研究**とその流れの過去・現在そして未来への展開にふさわしい**エリクソンの神学著作集の継続的な研究**に導かれています。

そのようなライフワークの歩みの中で、インターネットの時代が到来し、ホームページや電子メール講義を通じた働き、またいのちのことは社を通しての翻訳の依頼、など忙しい毎日を送らせていただいています。

15:9 私は使徒の中では**最も小さい者**であって、**使徒と呼ばれる価値のない者**です。なぜなら、私は**神の教会を迫害した**からです。15:10 ところが、**神の恵み**によって、私は**今の私**になりました。そして、私に対するこの神の恵みは、むだにはならず、私は**ほかのすべての使徒たちよりも多く働きました**。しかし、それは私ではなく、**私にある神の恵み**です。

(まとめ・チャレンジ)

クリスチャン生活とは、どのような生活でしょうか。それは、「**スペース・シャトルが、打ち上げられ、宇宙に行き、地球に帰還**」を繰り返すように、クリスチャンの**義認・聖化・聖霊の満たしのプロセスは「死・葬り・復活・昇天」のプロセスを生涯繰り返す生活**である。」ということなのです。みなさま、ひとりひとりのうちに与えられた恵みが、無駄にはならず、義認・聖化・聖霊の満たしの結実として、より多くの働きを生み出しますように。ひとことお祈りしましょう。

感想、質問、登録、注文、コピー・印刷、資料代金・支援献金窓口

このページをご覧くださいありがとうございます。感想メールなどいただけたら感謝です。あなたのメールをお待ちしています。

aguro@mth.biglobe.ne.jp : 郵便振替口座番号 : 01110-0-15025 加入者名 : 一宮基督教研究所

三井住友銀行 ドットコム支店 支店番号953 普通預金 口座番号1412949 受取人名 : イーバンクギンコウ(カ)
